

K110.2

34

師範學校編輯

日本略史

文部省刊行

日本略史

凡例

小學生徒ノ受業ノ時間ニ定期アルヲ以テ授ク
所ノ書皆簡略ヲ主トス故ニ此編ニハ神代及
御諱山陵等ノ省キテ文中ニ御奉給等ノ文字ヲ
缺ク其ノ紙張ヲ減セシコトヲ欲スレハナリ
飯豐天皇ヲ歴代ニ列セサルハ古事記及日本紀

ニ據ル

長慶天皇ハ新葉集ノ序ニ據リテ亦歴代ニ列セ

ス

遣唐使遣新羅使ノ類ハ事故アルニ非レハコレ
ヲ省ク諸臣ノ官位及其ノ姓ヲ記サルモノ亦簡
略ヲ主トスレハナリ。

日本略史上卷

木村正辭 編

那珂通高 訂

第一代神武天皇ハ天照大神五世ノ孫ニシテ、鷦
鷯草葺不合尊人子ナリ。

天祖天照大神ノ子又天忍穂耳尊ト稱ス、天忍
穂耳尊彦火瓊々杵尊ヲ生ム、天祖高天原ニ在
リテ、武甕槌、經津主人二神ニ命シ、葦原中國ヲ、
日本國ノ平定セシメ、皇孫彦火瓊々杵尊ニ賜
フニ、三種ノ神器ヲ以テシ、其ノ國ニ降ラシメ

テ、主トス、彦火瓊々杵尊、日向國ニ居リ、彦火々出見尊ヲ生ム、彦火々出見尊ノ子ハ、即鷦鷯草、葺不合尊ナリ

天皇生ナガラニシテ、明達ナリ、年十五ノ時ニ、立チテ太子トナリ、後、倭檍原宮ニ治ス。○初、天皇日向ニ在リテ、諸兄、及皇子等ニ告ゲテ曰久昔天神、此豐葦原、瑞穗國日本國古名ナリ、我ガ天祖ニ授ケレヨリ、降リテ、西偏ニ居ルコト、多年所歴タリ、獨奈何ヒク、遼邈ノ地、未^タ王澤ニ霧ハス、邑ニ君アリ、村ニ長アリ、以テ相陵轡スルヲ、吾將ニ東征シ

テ、都ヲ中州ニ定メ、以テ天業ヲ恢ニセシコトヲ欲スト、乃親皇族ヲ帥キテ、舟師東ヲ指シ、筑紫、安藝、吉備等ノ國ヲ經テ、難波ヨリ、河内ニ到リ、倭ニ入ラントス、長髓彦ト、云フ者アリ、衆ヲ悉シテ、コレヲ拒ク、皇軍利アラズ、因リテ、轉ジテ路ヲ紀伊ニ取り、丹敷戸畔^ミ荒坂津ニ誅シ、頭八咫烏ヲ以テ、鄉導トシ、菟田下^ミ縣ニ至リ、兄猾ヲ誅シ、又、兄磯城等ヲ斬リ、遂ニ長髓彦ヲ征ス、是ヨリ先饒速日、命天ヨリ降リテ、倭ニ居ル、長髓彦ゴレヲ奉シテ、主トシ、皇軍ニ抗ス、是ニ於テ、饒速日、命、長髓彦ヲ

殺シテ降リ、中州悉平グ。
天皇乃宮ヲ、倭畠火櫓原ニ經營シテ、帝位ニ即久

寔ニ辛酉ノ年ナリ、明治五年十一月詔シテ、太陰曆ヲ廢シ、太陽曆ヲ用キ、此ノ歲ヲ以て紀元トス。
即^タ今明治七年ヲ距ルコト、二千五百三十四年ナリ。○天皇在位、七十六年ナ



神武
天皇
東征
ノ圖

ニシテ崩ズ年百二十七

第二代、綏靖天皇ハ、神武天皇ノ子ナリ、天皇ノ庶兄、手研耳、命陰ニ不軌ヲ圖ル、天皇コレヲ覺リテ、同母兄、神八井耳、命ト謀リコレヲ誅ス。○葛城ニ都ス、コレヲ高岡宮トイフ、在位三十三年ニシテ崩ズ、年八十四。

第三代、安寧天皇ハ、綏靖天皇ノ子ナリ、都ヲ片鹽ニ遷ス、コレヲ浮穴宮トイフ、在位三十八年ニシテ崩ズ、年五十七。

第四代、懿德天皇ハ、安寧天皇ノ子ナリ、都ヲ輕ニ

遷ス、コレヲ、曲峽宮トイフ、在位三十四年ニシテ
崩ズ、年七十七

第五代、孝昭天皇ハ懿德天皇ノ子ナリ、都ヲ掖上
ニ遷ス、コレヲ、池心宮トイフ、在位八十三年ニシ
テ崩ズ、年百十四

第六代、孝安天皇ハ孝昭天皇ノ子ナリ、都ヲ室ニ
遷ス、コレヲ、秋津島宮トイフ、在位百二年ニシテ
崩ズ、年百三十七、

第七代、孝靈天皇ハ孝安天皇ノ子ナリ、都ヲ黒田
ニ遷ス、コレヲ、廬戸宮トイフ、在位七十六年ニシ
テ

テ崩ズ、年百二十八、

第八代、孝元天皇ハ孝靈天皇ノ子ナリ、都ヲ輕ニ
遷ス、コレヲ、境原宮トイフ、在位五十七年ニシテ
崩ズ、年百十六、

第九代、開化天皇ハ孝元天皇ノ子ナリ、都ヲ春日
ニ遷ス、コレヲ、率川宮トイフ、在位六十年ニシテ
崩ズ、年百十五、

第十代、崇神天皇ハ開化天皇ノ子ナリ、都ヲ磯城
ニ遷ス、コレヲ、瑞籬宮トイフ、天皇神祇ヲ尊崇シ、
皇女豐錄入姫命ヲシテ天照大神ヲ倭ノ笠縫邑

ニ、祀ラシム、初大神、寶鏡ヲ、皇孫ニ賜ヒテ、コレヲ、
殿内ニ奉ゼシム、是ニ至リテ其ノ威ヲ、瀆サシコ
トヲ畏ル、故ニ、コレヲ遷シテ別ニ、鏡劍ヲ摸造セ
シメ、御座ニ置久又天社、國社、ヲ定ム、○將軍ヲ此
陸東海吉備舟波ノ、四道ニ遣ハス、會武埴安彦反
ス、討チテコレヲ平グ、○始メテ、人民ヲ校シテ、以
テ調役ヲ課ス、又諸國ニ令シテ、船舶ヲ造ラシム、
任那國始メテ來貢ス、○天皇深ク心ヲ民事ニ用
井、天下大ニ治ル、民稱シテ、御肇國天皇トイス、在
位六十八年ニシテ崩ズ、年百十九

第十一代、垂仁天皇ハ、崇神天皇ノ子ナリ、都ヲ纏
向ニ遷ス、コレヲ、珠城宮トイフ、○皇后、狹穂姫ノ
兄、狹穂彦、不軌ヲ圖リ、皇后ヲ誘ヒ、逆ヲ行ハシメ
ントス、皇后實ヲ天皇ニ告グ、天皇、八綱田ニ命シ
テ、コレヲ討タシム、狹穂彦拒守ス、皇后、兄ヲ救ヘ
シコトヲ欲シ、皇子譽津別尊ヲ、抱キテ、城中ニ投
ズ、八綱田火ヲ縱チテ、城ヲ焚ク、皇后乃、皇子ヲ出
ダシテ、兄ト共ニ、城中ニ死ス、○新羅國ノ王子、天
日槍來リテ、鏡玉、刀、鉢等ヲ獻ズ、○皇女倭姬命ヲ
シテ、豐錄入姬、命ニ代ヘテ、天照大神ヲ、祀ラシム、

倭姫命、神教ニ隨ヒテ、祠

ヲ、伊勢ノ度會ニ遷ス。○

詔レテ、殉死ヲ禁ズ。野見

宿禰土偶ヲ造リテ、殉ニ

代ヘムコトヲ請フ、天皇、

ユレヲ嘉シテ、立テ、永

制トシ、上師ノ臣ノ姓ヲ賜

フ、野見宿禰嘗テ、倭ノ當

麻蹴速ト、力ヲ角ベテ、コ

レニ克ツ、是朝廷相撲ノ

野見宿禰土偶ラシムル圖
土偶ヲ作ラシムル圖



儀ノ權輿ナリ。○天皇在位九十九年ニシテ崩ス、
年百三十九。

第十二代景行天皇ハ、垂仁天皇ノ子ナリ。纏向ニ
都ス、コレヲ日代宮トイフ。○筑紫人熊襲反ス、天
皇親征シテ、コレヲ平グ。既ニシテ、熊襲再反ス、皇
子日本武尊ヲシテ、コレヲ討タシム。皇子時ニ年
十六、女裝シテ、賊巢ニ入り、其ノ酋ヲ刺ス、餘衆咸
服ス、又皇子ヲシテ、東夷ヲ征セシム。皇子乃伊勢
ニ到リテ、神宮ヲ拜ス、倭姫命授ルニ、叢雲劍及燧
袋ヲ以テス。皇子駿河國ニ到ル、虜伴リ降リテ、皇

子ヲ誘ヒ、游獵セシメ、火ヲ放ナ、其ノ野ヲ焚ク、皇子、燧ヲ以テ、火ヲ出タシ、コレヲ逆ヘ焼キ、劍ヲ挺キテ、草ヲ薙ギ、頬リテ以テ、免ル、ユトヲ得タリ、是ヨリ、叢雲劍ヲ改メテ、草薙劍トイフ、今猶、熱田ノ神宮ニ祀ル者、是ナリ、皇子、遂ニ進ミテ、相摸ヨリ、上總ニ航セントス、海上暴風ニ遇フ、妃、橘媛、神ニ祈リテ、海ニ投ス、暴風即止ム、船岸ニ達スルコトヲ得タリ、皇子進ミテ、蝦夷ノ境ニ到ル、賊皆風ヲ望ミテ降リ、邊境悉ク平グ、皇子還リテ、唯日ノ嶺ニ登リ、東南ヲ顧ミ、橘媛ヲ追慕シ、歎シテ曰ク、吾嬬

者耶ト、山東ノ諸國、コレニ因リテ今猶、吾嬬、國今東作ルト稱ス、皇子、伊吹山ニ至リ、山神ノ毒氣ニ中リテ病ム、乃夷俘ヲ、伊勢ノ神宮ニ獻シ、吉備武彦ヲレテ、京ニ復命セシメ、遂ニ伊勢ノ能褒野ニ薨ズ、時ニ三十、天皇大ニ悼惜シ、其ノ功ヲ錄シテ、武部ヲ定ム、○天皇、近江國ニ幸シテ、志賀ニ居ルコト三年、コレヲ、高穴穗宮トイフ、在位六十年ニシテ崩ズ、年百四十三

第十三代、成務天皇ハ、景行天皇ノ子ナリ、高穴穗宮ニ即位ス、武内ヲ大臣トス、大臣ヲ置クコト、此

ニ始マル、國郡ニ造長ヲ立テ、縣邑ニ稻置ヲ置キ、
山河ヲ界ヒテ、國縣ヲ分ツ、在位、六十年ニレテ崩
ズ、享年未詳ナラズ

第十四代、仲衰天皇ハ、景行天皇ノ孫ニシテ、日本
武尊人、第二子ナリ、大伴武以ヲ、大連トス、大連ヲ
置クコト、此ニ始マル、天皇、皇后ト、越前ノ角鹿ニ
幸ス既ニシテ、皇后ヲ留メテ、紀伊ニ巡狩ス、會熊
襲反ス、天皇親征シテ、長門ニ至リ、宮室ヲ造リテ、
コレニ居ル、コレヲ、豐浦宮トイフ、皇后モ亦至ル、
與ニ進ミテ、筑紫ニ幸シ、香椎宮ニ居リ、群臣ヲ會

シテ議ス、時ニ神アリ、皇后ニ憑リテ、白久熊襲ノ
如キハ、師旅ヲ勞スルニ足ラズ、西方ニ寶國アリ、
新羅トイフ、モノ能ク我ヲ祭ラバ、其ノ國必服シ
テ、熊襲モ亦自從ハント、天皇信ゼズ、數月ヲ歴テ
香椎宮ニ崩ズ、在位九年享年未詳ナラズ

第十五代、神功皇后ハ、仲衰天皇ノ后、開化天皇ノ
五世ノ孫ニシテ、氣長宿禰王ノ女ナリ、磐余ニ都
ス、コレヲ、若櫻宮トイフ○皇后、仲衰天皇ノ崩ズ
ルニ及ビテ、大臣武内ト謀リ、秘シテ喪ヲ發セズ、
神教ヲ奉シテ、西征セントス、會身メルコト有リ

テ、產月ニ當ル、乃石ヲ腰

ニ挿ミ、祝シテ曰久願ク

ハ事竟ヘラ還ラム日ニ、

茲土ニ媿セシメヨト、遂

ニ新羅ヲ征ス、新羅王出

デ、降リ金銀、絹帛ヲ、船

八十艘ニ載セテ獻ズ、コ

レヲ調貢ノ定額トス、是

ニ於テ、高麗、百濟ノ二國

王モ、亦降ハコレヲ三韓

トイフ、今ノ朝鮮國是ナリ、皇后、因リテ官家ヲ置

キ、還リテ筑紫ニ到リ、皇子ヲ產ム、是應神天皇ナ

リ、皇后朝ニ臨ミ、政ヲ攝スルコト、六十九年ニシ

テ崩ズ、年一百

第十六代、應神天皇ハ、仲哀天皇ノ子ナリ、輕島ニ

都スユレヲ、豐明宮トイス、皇太后ノ攝政、三年ニ

立チテ、太子トナリ、此ニ至リテ即位ス、時ニ年七

十一、〇百濟王、其ノ國ノ博士、王仁ヲシテ、治工卓

素、呉服、西素等ヲ率井テ、入朝セシメ、論語、及千字

文ヲ獻ズ、皇子菟道稚郎子、王仁ヲ師トシテ學ズ、



高麗ノ使者來リテ、表ヲ、上ルニ及ビテ、稚郎子、其文ヲ以テ、倨慢ナリトシ、奏シテ使者ヲ責メ、表ヲ壊ル、○稚郎子ヲ立テ、皇太子トス、○天皇在位、四十一年ニシテ崩ズ、年百十一、

第十七代、仁德天皇ハ、應神天皇ノ子ニシテ、皇太子ノ兄ナリ、應神天皇崩ズルニ及ビテ、皇太子、位ヲ天皇ニ讓ル、天皇聽カズ、位ヲ空シクスルコト、三年、皇太子、天皇ノ志、奪フベカラザルヲ知リテ、自殺ス、是ニ於テ、天皇遂ニ即位シ、都ヲ攝津ノ難波ニ遷ス、コレヲ、高津宮トイス、一日、天皇入烟ノ稀少ナルヲ見テ、民ノ貧シキヲ知リ、租稅ヲ除ク、コト三年、百姓大ニ富ム、○難波、堀江ヲ鑿リ、池溝ヲ通シ、堤防ヲ築ク、民皆其ノ利ニ賴ム、○蝦夷反ス、將軍田道ヲ遣ハシテ、コレヲ征セシム、○天皇、在位八十七年ニシテ崩ズ、享年未詳ナラス

第十八代、履仲天皇ハ、仁德天皇ノ長子ナリ、磐余若櫻、宮ニ治ス、住吉、仲皇子反ス、瑞齒別皇子反正天皇コレヲ誅ス、二皇子共ニ、天皇ノ弟ナリ、○天皇詔シテ、史ヲ諸國ニ置キ、言事ヲ記シ、四方ノ志ヲ達セシム、始メテ藏職ヲ置ク、因リテ藏部ヲ定ム、在

位、六年ニシテ崩ズ、享年未詳

第十九代、反正天皇ハ、履中天皇ノ同母弟ナリ、都
ヲ河内ノ丹比ニ遷ス、コレヲ、柴籬宮トイフ、在位
六年ニシテ崩ズ、享年未詳

第二十代、允恭天皇ハ、反正天皇ノ同母弟ナリ、都
ヲ遠飛鳥宮ニ遷ス、反正天皇崩シテ嗣無シ、群臣
迎ヘテ、天皇ヲ立ツ天皇、辭シテ許サズ、群臣固ク
請ス、遂ニ即位ス、○天皇詔シテ、百官諸臣ヲ會シ、
姓氏ノ詐冒ヲ正ス、在位四十二年ニシテ崩ズ、享
年未詳ナ

第二十一代、安康天皇ハ、允恭天皇ノ子ナリ、允恭
天皇木梨輕皇子ヲ立テ、太子トス、太子濡鹿ナルヲ以テ、群臣望ヲ天皇ニ歸ス、太子兵ヲ集メテ、
將ニ天皇ヲ襲ハレトス、天皇群臣トコレヲ攻ム、
太子自殺ス、因リテ即位シ、都ヲ石上ニ遷ス、コレ
ヲ、穴穂宮トイフ、○天皇母弟大泊瀬皇子雄略天皇ノ
爲ニ、大草香皇子ノ妹、幡梭皇女ヲ聘セントス、使
者詣リテ、大草香皇子、詔ヲ奉セズト奏ス、天皇怒
リテ、皇子ヲ殺シ、其ノ妃中蒂姬ヲ取りテ、皇后ト
ス、○初皇后、大草香皇子ノ家ニ在リテ、眉輪王ヲ

生メリ、後天皇山宮ニ幸レテ、皇后ト宴シ、醉テ寢ス、王、天皇ヲ弑シテ、大臣葛城圓ノ家ニ匿ル、時ニ年七歳ナリ、天皇在位三年、年五十六、

第二十二代、雄略天皇ハ、允恭天皇ノ子ナリ、天皇峻刻ニシテ、优健人ニ遇キタリ、安康天皇ノ弑セラル、ニ方リテ、天皇諸兄ヲ疑ヒ、兵ヲ率キテ、ハ鉤白彦皇子ニ迫リ、遂ニコレヲ斬リ、圓ノ弟ヲ圍ミ、火ヲ縱チテ、圓及眉輪王ト坂合黒彦皇子トヲ焚殺ス、又市邊押磐皇子及御馬皇子ヲ殺シ、遂ニ泊瀬朝倉宮ニ即位ス、○天皇嘗テ葛城山ニ獵ス、野猪突キ至ル、舍人ニ命ジテ、刺シ殺サシメントス、舍人怖レテコレヲ避ケ、天皇怒リテ、舍人ヲ戮セントス、皇后憐梭皇女諫メテ曰ク、獸ノ故ヲ以テ、人ヲ殺サバ、豈豺狼ニ異ナランヤト、天皇欣然トシテ曰ク、人ハ禽獸ヲ獲、朕ハ善言ヲ獲タリト、乃舍人ヲ釋ス。○天皇后ニ勅シテ、親桑ヲ採ラシメテ、以テ蠶事ヲ勧ム。○吳人來聘シテ、工女漢織、吳織、衣縫、兄媛、弟媛ヲ貢ス。○豐受大神ヲ、丹波ヨリ伊勢ノ山田ニ遷シ祀ル、天皇在位二十三年ニシテ崩ス、年六十二、

第二十三代清寧天皇ハ、雄略天皇ノ子ナリ、磐余
甕栗宮ニ治ス、皇弟星川皇子反ス、討テテヨレヲ
平ダ、天皇嗣無キヲ憂フルユト久シ、市邊押磐皇
子ノ遺子、億計弘計二王、播磨國ニ在リト聞キ、迎
ヘテ億計王ヲ立て、皇子トス。天皇在位五年ニシテ崩ズ、年四十一。

第二十四代顯宗天皇ハ、即弘計王ナリ、清寧天皇
崩シテ後、皇太子位ヲ天皇ニ譲ル、天皇固辭ス、是
ニ於テ、姑飯豐青皇女政^{ミタマ}ノ角刺宮ニ聽ク、九月ニ
シテ皇女崩ズ、皇太子及大臣平群真鳥等、固ク請

フ、因リテ近^{アサヒ}飛鳥^{アサヒ}八釣宮
ニ即位ス、皇太子ハ仍故
ノ如シ。天皇父ノ害セ
ラレシ時、尚幼ニシテ、其
ノ墓ノアル所ヲ知ラス、
因リテ父老ヲ聚メ、親臨
ミテ歴問シ、遂ニコレス、
近江ノ來田綿蚊屋野ニ
得テ改葬ス。天皇久シ
ク民間ニ在リテ、百姓ノ

億計弘計二王起舞ノ圖



疾苦ヲ知ル、故ニ賦歛ヲ薄クシ、貧窮ヲ恤ム、又比年豐熟シテ、穀一斛ノ直、銀錢一文ナルニ至ル、在位三年ニシテ崩ズ、年三十八。

第二十五代、仁賢天皇、卽_イ億計王ナリ、石上廣高宮ニ卽位ス、天皇仁惠謙恕、吏ハ其ノ職ニ稱ヒ、民ハ其ノ業ヲ安クシ、戸口蕃殖ス、初顯宗天皇位ニ卽キテ、雄略天皇ノ陵ヲ發キ、父ノ仇ヲ報モントス、天皇コレヲ諫メテ止ム、在位十一年ニシテ崩ズ、年五十、

第二十六代、武烈天皇ハ、仁賢天皇ノ子ナリ、仁賢

天皇崩ズルニ及ミテ、大臣平群、眞鳥、潛ニ篡奪ヲ謀リ、其ノ子鮒又天皇ニ禮ナシ、是ニ於テ、大伴金村ト謀リテ、父子ヲ誅シ、泊瀬列城、官ニ即位ス、○天皇刑律ヲ好ミ、法令嚴明ナリ、諸ノ酷刑、親臨セザルハ無シ、民皆震怖ス、在位八年ニシテ崩ズ、享未詳ナラス

第二十七代、繼體天皇ハ、應神天皇ノ五世ノ孫ナリ、父ス彦主人王トイス、○天皇幼ニシテ孤ナリ、母ニ從ヒテ、越前ノ高向ニ居リ、長スルニ及ヒテ、大度アリ、士ヲ愛シ、賢ヲ禮ス、武烈天皇崩シテ嗣

無レ、群臣議レテ、天皇ヲ迎フ、天皇遂ニ、河内ノ樟葉宮ニ即位ス、後又都ヲ磐余ニ遷ス、コレヲ玉穗、宮トイフ、近汎毛野ヲシテ、新羅ヲ伐チテ、任那ノ故地ヲ復セシム、筑紫國造磐井、又シテ謀ヲ新羅ニ通ス、物部麿鹿火ヲシテ、討チテコレヨ平ゲルム、○天皇在位二十五年ニシテ崩ズ、年八十二、第二十八代、安閑天皇ハ繼體天皇ノ子ナリ、都ヲ勾、金橋宮ニ遷ス、在位二年ニシテ崩ズ、年七十、第二十九代、宣化天皇ハ、安閑天皇ノ同母弟ナリ、安閑天皇崩レテ嗣無シ、群臣ノ請ニ因リテ即位シ、都ヲ檜隈ニ遷ス、コレヲ盧入野宮トイフ、○詔シテ筑前ノ屯倉ヲ修シ以テ凶荒ニ備ヘシム、在位四年ニシテ崩ズ、年七十三、
第三十代、欽明天皇ハ、繼體天皇ノ子ナリ、宣化天皇崩レテ嗣無シ、群臣議レテ、天皇ヲ迎フ、因リテ即位ス、都ヲ磯城島ニ遷ス、コレヲ金刺宮トイフ、○百濟ヨリ、佛像及經論ヲ獻ズ、天皇コレヲ蘇我稻目ニ賜フ、會諸國大ニ疫アリ、物部尾輿等謂ヘラク、蕃神ヲ禮スルノ致ス所ナリト、因リテ奏レテ、佛像ヲ難波、堀江ニ投ズ、○新羅住那ヲ滅シ、我

官府ヲ毀シ、紀男麻呂、河邊瓊金ヲシテ、コレヲ計

タシス、瓊金、輕進シテ利ヲ失ヒ、擒ニヒラル、調伊

企讐、コレニ死ス、○大伴

狹手彦高麗ヲ討チテコ

レヲ破リ、其ノ都城ニ入

リ、珍寶ヲ得テ還ル、○天

皇疾アリ、後事ヲ以テ、皇

太子ニ屬レテ曰ク、新羅

ヲ征シテ、任那ヲ復セヨト、遂ニ崩ズ、在位三十二年、享年未詳

第三十一代敏達天皇ハ、欽明天皇ノ子ナリ、都ヲ譯語田ニ遷ス、コレヲ幸玉宮トイス、○天皇葦北、

國造ノ子、日羅、久シク百濟ニ在リテ、夷情ヲ知ルヲ以テ、コレヲ召シ還レ、新羅ヲ伐ツノ策ヲ問フ、日羅曰ク、夷ヲ服スルノ道、國本ヲ培養スルニ在リト、具ニ其ノ策ヲ陳ス、天皇コレヲ嘉ス、○蘇我馬子、佛ヲ信シ、寺塔ヲ建ツ、物部守屋、中臣勝海、コレヲ勅奏ス、馬子病ノ爲ニ、佛ニ禱テ、コトヲ請



ス、天皇、乃勅シア曰、久汝獨^リコレヲ爲ミ、他人ヲ惑
ハスコトナカレト、○天皇、在位十四年ニレテ崩
ズ、年四十八、

第三十二代用明天皇ハ、欽明天皇ノ子ナリ、磐余
ニ都ス、コレ又池邊雙櫻宮トイフ、○敏達天皇ヘ
崩ズルニ及ヒテ、穴穗部皇子陰ニ覬覦ヲ懷キ、又
殯宮ニ入りテ、其ノ皇后ヲ烝セシコトヲ謀ル、三
輪逆コレヲ拒ム、皇子怒リテ、物部守屋ヲシテ、逆
ヲ殺サシム、○天皇病アリ、群臣ヲシテ佛ニ禱シ
ンコトヲ議セシム、物部守屋中臣勝海、コレヲ諫

ム、蘇我馬子詔旨ヲ贊成ス、穴穗部皇子、僧ヲ引キ、
テ、宮ニ入ル、守屋怒リテ、コレヲ睨ス、是ヨリ馬子
ト、守屋、勝海ト、怨隙滋甚シ、馬子、迹見赤橈ヲシテ、
勝海ヲ殺サシム、天皇在位二年ニレテ崩ズ、享年
ナラス、

第三十三代崇峻天皇ハ、欽明天皇ノ子ナリ、用明天
皇崩シテ嗣無シ、物部守屋、諸皇子ヲ去リテ、穴
穗部皇子ヲ立テントス、蘇我馬子其ノ謀ヲ聞キ
テ、敏達天皇ノ皇后、炊屋姫尊^{即推古天}ノ旨ヲ奉
ジ、人ヲシテ、穴穗部皇子、及宅部皇子ヲ殺サシム、

又麿戸皇子ト謀リ、守屋ヲ攻メテ、其ノ族ヲ殲ス、
是ニ於テ、炊屋姫、尊群臣ト策ア定メテ、天皇ヲシ
テ、卽位セシム、倉梯宮ニ治ス、○蘇我、馬子、專横日
ニ甚シ、天皇コレヲ疾ム、馬子懼レテ東漢駒ラレ
テ、天皇ノ弑セシム、駒コレヨリ、馬子ノ寵ヲ恃ミ、
其ノ女ヲ姦ス、馬子怒リ、駒ヲ殺シテ、曰久、吾君ヲ
弑セシ賊ヲ誅スト、○天皇在位五年、七十三、
第三十四代、推古天皇ハ、用明天皇ノ同母妹ナリ、
敏達天皇ノ五年ニ、皇后トナリ、是ニ至リテ、豐浦、
宮ニ卽位ス、後小墾田宮ニ遷ル、○麿戸皇子ヲ立
テ、太子ト、政ヲ攝セシム、太子及蘇我、馬子ニ
詔レテ、佛法ヲ興隆セシム、是ニ於天群臣競ヒテ、
佛寺ヲ造ル、○百濟ヨリ、曆、天文、地理、遁甲、方術等
ノ書ヲ獻ズ、太子憲法十七條ヲ撰ス、詔シテ冠位
十二階ヲ定メ、又天皇記、國記、及、諸臣庶人等ノ本
記ヲ錄セシム、小野妹子、又隋ニ遣ハス、支那ト通
ズルコト此ニ始マル、池溝ヲ倭山背河内ニ作リ、
國毎ニ屯倉ヲ置ク、在位、三十六年ニシテ崩ス、年
七十五、遺詔レテ、厚ク葬ルコト勿カラシム、
第三十五代、舒明天皇ハ、敏達天皇ノ孫ニシテ押

坂彦人、大兄皇子ノ子ナリ、都ヲ飛鳥、岡ニ遷ス、コ

レ、岡本宮トイス、○蝦夷反ス、上毛野形名ヲレ

テ、討チテコレヲ平ゲシ
ハ、其ノ妻夫ヲ助ケテ功

アリ、○始メテ斗升斤量

ヲ定ム、○天皇、在位、十三

年ニシテ崩入、享年未詳

第三十六代、皇極天皇ハ、

敏達天皇ノ曾孫ニシテ、茅渟王ノ女ナリ、舒明天

皇ノ二年、皇后トナリ、是ニ至リテ即位ス、飛鳥

板蓋宮ニ治ス、○蘇我蝦夷ノ子八鹿政ヲ擅ニシテ

父子相與ニ不軌ト謀ル、中大兄皇子、天智中臣鎌

足等ト謀リテ、父子ヲ誅ス、蝦夷誅セラル、ニ臨

ミテ、悉天皇記、國記、及珍寶ヲ焚久船惠尺、國記ヲ

火中ヨリ取リテ、中大兄皇子奉ル、○天皇位ヲ輕

皇子、孝德天皇ニ讓ル、在位三年、

第三十七代孝德天皇ハ、皇極天皇ノ同母弟ナリ、

中大兄皇子ヲ立テ、皇太子トス、都ヲ難波、長柄、豐

皇子、天皇ニ讓ル、在位三年、



妻酒ヲ
夫ニ勧
ムル圖

形名ノ

崎ニ遷ス、此ノ時始メテ、年號ヲ建テ、大化トイ
ス、神武天皇即位、紀元ノ年ヲ距ルユト、一千三百
五年ナリ〇鐘匱ヲ朝ニ設ケテ冤枉ヲ訴ヘシメ、
畿内ヲ定メ、關驛ヲ建、天國造ヲ罷メ、國司郡司ヲ
置キ、國界ヲ分メ、田制ヲ定メ、租庸調ノ法ノ制シ、
又、冠十三階ヲ定メ、更ニ十九階ヲ制シ、八省百官
ヲ置ク、國家ノ制度、大ニ備ハル、在位十年ニシテ
崩ズ、年五十九、

第三十八代、齊明天皇ハ、皇極天皇、重祚ノ號ナリ、
飛鳥板蓋宮ニ即位シテ、明年、飛鳥岡本宮ニ遷ル、
コレヲ後飛鳥岡本宮ト云フ、○阿倍比羅夫、舟師
ヲ率井テ、蝦夷ヲ征シ、遂ニ肅慎ヲ伐ツ、○有間皇子、
反ヲ謀ル事發シテ誅ニ伏ス、○新羅兵ヲ唐國
ニ借りリテ、百濟ヲ伐ツ、天皇、コレヲ救ハシコトヲ
欲シテ、親舟師ヲ帥キ、西州ニ幸ヒ、遂ニ筑紫朝倉
宮ニ崩ズ、在位七年、前後合セテ十年ナリ、年六十
八、

第三十九代、天智天皇ハ、舒明天皇ノ子ナリ、都ヲ
近江國ニ遷ス、コレヲ、大津宮トイフ、○天皇至孝
ニシテ、先帝ヲ殯スルコト六年、明年ニ至リテ、始

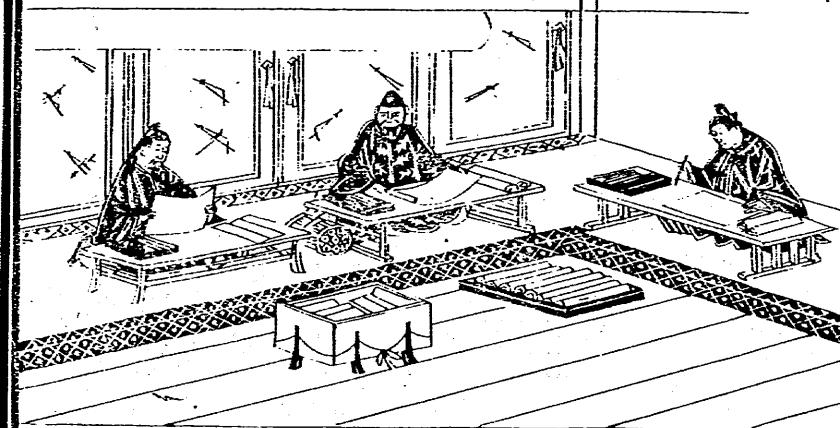
メテ卽位ノ禮ヲ行フ、○敕シテ冠位二十六階ヲ
制ス、○中臣鎌足又大臣ニ仕シ、大織冠ニ叙シ、藤
原氏ヲ賜ス、大友皇子、弘文天皇ヲ太政大臣トス、太政
大臣ニ始マル、侍臣ニ詔シテ、律令ヲ撰ビ、戸籍
ノ法ヲ定メシム、又大堤ヲ筑紫ニ築キテ、水ヲ貯
フ、名ケテ水城ト云フ、始メテ、御製ノ漏刻ヲ置キ、
鐘鼓ヲ擊チテ、以テ時ヲ報ゼシム、○天皇病アリ、
皇太弟大海人皇子天武天皇ヲ召シテ、屬スルニ後事
ヲ以テス、皇太弟疾ト稱シ、固辭シテ僧トナリ、吉
野ニ入ル、是ニ於テ、大友皇子ヲ、皇太子トス、天皇
レテ崩ズ、年四十六。

第四十代弘文天皇ハ、天智天皇ノ子ナリ、大津宮
ニ卽位ス、尋テ、大海人皇子、兵ヲ舉グ、天皇ヨレヲ
征シテ克タズ、近江國長等ノ山前ニ崩ズ、ユレテ、
壬申ノ亂トイス、在位七月、年二十五、明治三年、始
メテ謚ヲ上ル、

第四十一代天武天皇ハ、天智天皇ノ同母弟ナリ、
飛鳥淨見原宮ニ卽位ス、詔シテ律令ヲ定メ、帝紀

律令
ヲ定メ
帝紀ヲ
撰ノ

及、上古ノ事ヲ撰錄セシ
メ、又親王ヨリ、庶人ニ至
ルマデノ服色ヲ分ナ、天
下諸氏ノ姓ヲ定メテ、八
種トシ、爵位ノ制ヲ改メ
テ、諸王ニ十二階、諸臣ニ
四十八階トス、○諸國ノ
境域ヲ定メ、○天皇在位、
十五年ニシテ崩ズ、(享年
ナラ)
未詳



第四十二代、持統天皇ハ、天智天皇ノ女ニシテ、天
武天皇ノ皇后ナリ、天武天皇崩ズルニ及ビテ、朝
ニ臨ミ政ヲ聽ク、後三年、皇太子草壁薨ズ、因リテ
即位シ、藤原宮ニ治ス、○大津皇子、反ヲ謀リ、事發
レテ死ヲ賜ス、○詔シテ、服色ヲ定メテ、七種トシ、
朝堂座上ノ禮ヲ制ス、始メテ、元嘉曆ト、儀鳳曆ト
ヲ行フ、又陣法博士ヲ、諸國ニ遣ハシテ、武ヲ講ゼ
シヘ、○天皇位ヲ珊瑚皇子文武天皇ニ譲ル、在位十年、
大寶二年十二月崩ズ、年五十八、

第四十三代、文武天皇ハ、岡宮天皇

天武帝ノ太子草壁ノ皇子ノ

子ナリ藤原宮ニ即位ス、持統天皇ヲ尊ビテ、太上天皇ト稱ス、太上天皇ノ號此ニ始マル。○詔シテ官名、位號、服色ヲ改メ、位記ヲ用ヰテ、位冠ヲ賜フコトヲ停ム、律令ヲ撰定シ、新律度量ヲ領ツ、又田祖ノ法ヲ定ム、在位、十一年ニシテ崩ス、年二十五。第四十四代、元明天皇ハ、天智天皇ノ女ニシテ、文武天皇ノ母ナリ、都ヲ平城ニ遷ス、以下光仁天皇ニ都スル。○陸奥、越後ノ蝦夷反ス、伐チテユレラコト七代。○陸奥、越後ノ蝦夷反ス、伐チテユレラ平グ。○始メテ都亭驛ヲ置キ、又桃文師ヲ、諸國ニ遣ハシテ、錦綾ヲ織ル。ユトヲ教ヘシム。○太安麻呂、古事記ヲ上ツル、又諸國ニ詔シテ、風土記ヲ奉ラシメ、郡鄉ノ名務メテ佳字ヲ用ヰシム。○使ヲ七道ニ遣ハシテ、内徒ヲ錄セシム。○陸奥出羽ノ蝦夷、南島人、奄美、夜久、度感、信覺、球美等ノ人、來朝シテ、方物ヲ獻ズ。○天皇、位ヲ永高内親王元正天皇ニ禪ル。在位七年、養老五年十二月崩ズ、年六十一。第四十五代、元正天皇ハ、文武天皇ノ姫ナリ。○諸國ニ令シテ、調庸ノ斤兩長短ヲ定メ、諸帳簿ノ式ヲ頒ツ、又藤原不比等等ニ敕シテ、律令ヲ修メシメ、國內ノ百姓ヲシテ、社ヲ右ニセシム。○始メテ、

諸國ニ按察使ヲ置キ、又渡島、津輕、津司等ヲ、靺鞨國ニ遣ハシテ、其ノ風俗ヲ觀セシム、○舍人親王、日本紀三十卷、系圖一卷ヲ上ツル、○蝦夷反ス、丹治比、縣守等ヲシテ、討チテコレヲ平ゲシム、○天皇位ヲ首、皇子聖武天皇ニ禪ハ、在位九年、天平二十年四月崩ズ、年六十九、

第四十六代、聖武天皇ハ、文武天皇ノ子ナリ、○蝦夷反ス、藤原宇合等ヲシテ、討チテコレヲ平ケシム、○始メ天畿内、總管、諸道、鎮撫使ヲ置キ、尋テ節度使ヲ置ク、○新羅來朝ノ期、三年ニ一タビスル

コトヲ許ス、○藤原廣嗣反ス、大野東人ヲシテ討チテ、コレヲ平ゲシム、○天皇、佛法ヲ尊崇シ、篤ク僧侶ヲ敬ス、金銅盧舍那佛ノ大像ヲ造ル、出家シテ、自勝滿ト稱ス、在位二十五年ニシテ、位ヲ阿倍、皇女孝謙天皇ニ禪リ、天平勝寶八歳五月崩ズ、年五十六、

第四十七代、孝謙天皇ハ、聖武天皇ノ女ナリ、始メ天紫微内相ヲ置キ、藤原仲麻呂ヲ以テコレニ任シ、内外諸兵事ヲ掌ラシム、攝奈良麻呂、其ノ權ヲ專ニスルヲ惡シ、コレヲ除カシコトヲ欲シ、遂ニ

廢立ヲ謀ル、事泄レテ獄ニ下リ、黨與罪ヲ得ル者
衆シ、時ニ、藤原、豐成右大臣タリ、寛厚ニシテ時望
ヲ得、仲麻呂ヨレヲ忌ミ、遂ニ豐成ヲ誣ヒテ、其ノ
黨ナリトス、因リテ、太宰員外帥ニ貶ス、是ヨリ、仲
麻呂、益横肆ナリ、○天皇、在位、十年ニシテ、位ヲ大
炊皇子_{淳仁天皇ニ讓ル}

第四十八代、淳仁天皇ハ、崇道盡數皇帝_{天武帝ノ子舍人親王}ノ子ナリ、○仲麻呂等ニ詔シテ、官制ヲ改メシ
ム、又、仲麻呂ニ、名ヲ押勝ト賜ヒ、姓ニ、惠美ノ二字
ヲ加ス、○國司ノ交替、六年ヲ以テ限トシ、三年毎
ニ、巡察使ヲ遣ハシテ、治績ヲ檢校セシム、○初上
皇、_{孝謙天皇}抑勝ヲ寵ス、既ニシテ、僧道鏡ヲ近ツク、天
皇、屢々以テ言ヲナス、上皇憚バ、五位以上ヲ朝ニ
召シ、親國家ノ大事ヲ決ス、押勝、道鏡ノ爲ニ、其寵
ヲ奪ハレンコトヲ懼ヘ、奏シテ、四畿内、伊勢、美濃
越前、近江、丹波、播磨ノ國ノ、兵事都督ヲ請ヒ、遂ニ
近江ニ據リテ反シ、鹽燒王ヲ立テ、帝ト稱ス、藤
原藏下、麻呂ヲシテ、討チテコレヲ誅セシム、上皇
詔シテ、道鏡ヲ、大臣禪師トシ、封戸、職分田、皆大臣
ニ準ズ、天皇ヲ廢シテ、淡路公トシ、其ノ國ニ遷ス

世ニ、淡路廢帝ト稱ス。○天皇、在位六年、天平神護元年十月、淡路ニ崩ズ。年三十三。後明治三年、謚ヲ上ル。

第四十九代稱德天皇ハ、孝謙天皇重祚ノ號ナリ。天皇既ニ佛ニ歸シ、是ニ至リテ、復萬機ニ臨メリ。○和氣王反ヲ謀リ、事發レテ誅ニ伏ス。詔シテ、道鏡ヲ以テ太政大臣禪師トシ、文武百官ヲシテ、拜賀セシム。尋テ法王ノ位ヲ授ケ、輿服、飲食、皆供御ニ擬セシム。大小ノ政、其決ヲ取ラザルハ無ヒ。會太宰ノ主神、習宜阿曾麻呂、宇佐八幡大神ノ託宣。

ト矯リ、道鏡ヲシテ位ニ即カシメバ、天下泰平ナラント奏ス。是ニ於テ、天皇和氣清麻呂ヲ、宇佐ニ遣ハシテ、神教ヲ請ハシム、發スルニ臨ミテ、道鏡又示スニ恩威ヲ以テシ、其ノ非望ヲ遂ゲンコトヲ欲ス。清麻呂歸リテ、神語ヲ奏シテ曰久我ガ國、

清麻呂
呂神
教ヲ
請フ
圖

開闢以來、君臣ノ分定レリ、未臣ヲ以テ、君トセシ
コトアラズ、天ノ嗣ハ、必皇緒ヲ立テ、早ク無道
ノ人ヲ除ケト、道鏡怒リテ、清麻呂ヲ大隅ニ流シト
入ラシテ、コレヲ、遂ニ殺サシメレトシテ、能ハズ、
○天皇在位五年前後合セテ、十五年ニシテ崩ズ、
年五十三、

第五十代、光仁天皇ハ天智天皇ノ孫ニシテ、春日
宮天皇施基親王ノ子ナリ、天皇、天平勝寶以來、國ニ儲
貳無クシテ、人々相疑ヒ、横禍ニ罹ル者、多キヲ慮
リ、酒ヲ縱ニシテ、自晦ス、稱德天皇崩ズルニ及ビ

テ、遺詔ヲ奉ジ即位シ、道鏡又造下野薬師寺、別當
ニ賤シ、清麻呂ヲ召還シテ、本位ニ復ス、○詔シテ
内外ノ官員ヲ省ク、又三關邊要ノ外ハ、悉諸國ノ
兄兵ヲ除キ、コレヲシテ、農耕ニ就カシム、三關ト
ハ、伊勢ノ鎌鹿、美濃ノ不破、越前ノ愛發ナリ、○天
皇在位十二年ニシテ、位ヲ皇太子ニ譲リ、尋テ崩
ズ、年七十三、

第五十一代、桓武天皇ハ、光仁天皇ノ子ナリ、都ヲ
山城ニ遷シテ、コレヲ平安城トイス、コレヨリ以
後、歴代ノ皇居タリ、○淡海、三船ヲシテ、神武天皇

ヨリ以來、列朝ノ謚號ヲ定メシハ、○詔シテ、三關ヲ廢シ、公私ノ往來ニ便ス、是ノ時、蝦夷數反ス、大伴弟麻呂、坂上、田村麻呂等ヲシテ、討チテコレヲ平ゲシハ、○菅野真道等、續日本紀ヲ上ル、天皇在位、二十年ニシテ崩ス、年七十、

第五十二代、平城天皇ハ、桓武天皇ノ子ナリ、○皇弟伊豫親王、反ヲ謀ルト告ル者アリ、因リテ死ヲ賜ヒ其ノ黨ヲ流ニ處ス、○天皇在位四年ニシテ、位ヲ皇太弟ニ譲ル、天長元年七月崩ズ、年五十一、

第五十三代、嵯峨天皇ハ、平城天皇ノ同母弟ナリ、

○尚侍藥子、平城上皇ニ復辟ヲ勧ム、旨ヲ矯リテ、都ヲ平城ニ遷サントシ、人心騒然タリ、天皇詔シテ、藥子ノ罪ヲ暴白シ、其ノ兄藤原仲成ヲ收ス、上皇怒リテ、兵ヲ率井東國ニ入ラントス、天皇乃大仲成ヲ誅シ、兵ヲ遣ハシテ、上皇ヲ路ニ邀キラシム、上皇進ムコトヲ得ズ、因リテ宮ニ還リ、剃髮シ、藥子自盡シ、天皇博學ニシテ文ヲ能クシ、書ヲ巧ニス、在位十四年ニシテ、位ヲ皇太弟ニ讓ハ、承和九年七月崩ス、年五十五、

第五十四代、淳和天皇ハ、嵯峨天皇ノ弟ナリ、○清

原夏野等ニ敕シテ、令義解ヲ撰ハシム、○夏野奏
シテ、親王ヲ諸國、守トシ、庶務ヲ習ハシメンコト
ヲ請フ、是ニ於テ、上總、常陸、上野ヲ以テ、親王ノ任
國トス、○天皇、在位十年ニシテ、位ヲ皇太子ニ讓
ル、承和七年五月崩ズ、年五十五、

第五十六代仁明天皇ハ、嵯峨天皇ノ子ナリ、○伴
健岑、橘逸勢等、陰ニ太子恒貞ヲ奉シテ、天皇ヲ廢
セシコトヲ謀リ、事發ル、因リテ太子ヲ廢シ、健岑
逸勢ヲ流ニ處ス、○日本後紀成ル、○天皇、在位十
七年ニシテ崩ズ、年四十一、

第五十六代、文德天皇ハ、仁明天皇ノ子ナリ、天皇、
資性明察、心ヲ政事ニ留メテ、能ク人ノ姦ヲ知ル、
但多病ナルヲ以テ、事ヲ視ルコトアタハズ、在位
僅ニ八年ニシテ崩ズ、時人コレヲ惜ム、年三十二、
第五十七代、清和天皇ハ、文德天皇ノ子ナリ、天皇
九歳ニシテ即位ス、政ヲ藤原良房ニ攝セシム、其
ノ外祖タルヲ以テナリ、既ニシテ、良房薨ス、天皇、
政ヲ親レ日萬機ヲ紫宸殿ニ視ル、是ヲ以テ、内外
肅然トシテ、國家寧靜ナリ、○貞觀格式、及續日本
後紀成ル、○天皇、在位十八年ニシテ、位ヲ皇太子

ニ讓ル、元慶四年十二月崩ズ、年三十一、

第五十八代、陽成天皇ハ、清和天皇ノ子ナリ、天皇、十歳ニシテ即位ス、藤原基經、政ヲ攝ス、良房ノ例ニ沿カヘルナリ、○出羽ノ夷俘反ス、藤原保則、小野、春風等ヲシテ討チテ、コレヲ平ゲシム、○文德天皇實錄成ル、○天皇、遊嬉度無ク、屢不辜ヲ殺ス、是ニ於テ、基經公卿ト謀リ、天皇ニ請ヒテ、位ヲ讓ラシム、是ノ時、年十七、在位八年ナリ、天暦三年九月崩ズ、年八十六、

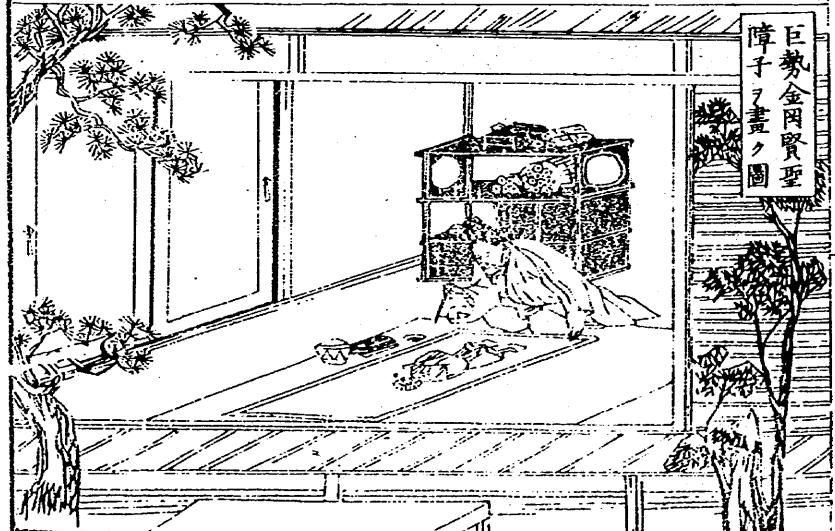
第五十九代、光孝天皇ハ、仁明天皇ノ子ナリ、○天

皇謙恭寬仁ナリ、故ニ、基經群臣ト、迎ヘテコレヲ立ツ、○公卿奏レテ、五位以上ノ封祿ヲ減セシムコトヲ請フ、許サズ、敕シテ、御服ノ絹綿ノ數ヲ減ズ、○天皇、在位三年ニシテ崩ズ、年五十八、

第六十代、宇多天皇ハ、光孝天皇ノ子ナリ、○詔シテ、萬機巨細ト無ク、一切基經ニ關白セシム、關白此ニ始マル、尋テ、又三宮ニ準ズ、○天皇、嘗テ畫工ヲシテ、殷周以來、名臣ノ像ヲ、紫宸殿ノ障子ニ圖セシム、コレヲ賢聖、障子トイス、在位十年ニシテ位ヲ皇太子ニ讓ル、承平元年七月崩ズ、年六十

五、

第六十一代醍醐天皇ハ
宇多天皇ノ子ナリ。○藤
原時平、菅原道真ト、共ニ
政ヲ執ル。道真、庶務ヲ綜
理シ、裁決流ル。ガ如シ、
天下望フ屬ス。時平等コ
レヲ嫉ミテ、誣フルニ異
圖アルヲ以テス。天皇其
ノ讒ヲ信ジテ道真ヲ太



宰權帥ニ左遷ス。天下ヨレヲ寛トス。○天皇心ヲ
政事ニ留メ、温顏ヲ以テ、群臣ニ對シ、其ノ言ヲ盡
サシム。又嘗テ寒夜ニ方リ、御衣ヲ脱シテ曰ク、凍
餒ノ民以テ想フベキナリト、故ニ後世稱シテ、延
喜ノ政トイス。延喜ハ當時ノ年號ナリ、此ノ世ニ、
延喜式及三代實錄成ル。○天皇在位三十三年、位
ヲ皇太子ニ譲り尋テ崩ズ、年四十六。

第六十二代朱雀天皇ハ、醍醐天皇ノ子ナリ。○平
將門伯父常陸大掾國香ス。常陸ニ殺ス。武藏權守
興世王、凶險ニシテ亂ヲ好ム、將門延キテ謀主トシ

下總ニ反シ、坂東諸國ヲ陷レ、都ヲ猿島ニ建テ、僞百官ヲ備ヘ、自ラ新皇ト稱ス、是ノ時ニ當リテ、藤原純友既ニ難ヲ伊豫ニ起シ、東西相應シ、天下騒然タリ、因リテ、藤原忠文ヲ征東大將軍トス、未至ラサルニ、平貞盛、藤原秀郷等、將門ヲ討ス、尋テ擒遠保、純友ヲ伊豫ニ誅シ、首ヲ京師ニ傳ヘ、賊悉平ク、コレニ承平天慶ノ亂トイス、承平天慶モ、亦當時ノ年號ナリ、○天皇在位十六年ニシテ、位ヲ皇太弟ニ讓ル、天暦六年八月崩ズ、年三十、

第六十三代、村上天皇ハ、朱雀天皇ノ同母弟ナリ、

○天德四年九月禁中火久、累世ノ寶器文籍多ク焚ケタリ、獨神鏡ノミ、灰燼ノ中ニ在リテ、形質損ゼス、○天皇嘗テ一老吏ニ問ヒテ曰久、朕ガ治、延喜ノ朝ト得失何如、對ヘテ曰久、老吏何ヲカ知ラニ、唯主殿寮進ル所ノ松明舊ニ比スレバ、多クシテ、率分堂ニ草生スルヲ、異ナリトスルノミト、天皇大ニ愧ナテ、益政事ヲ勤ム、時ニ年號ヲ、天暦トイス、故ニ後世治ヲ說ク者、必延喜天暦ヲ稱ス、○天皇在位二十一年ニシテ崩ズ、年四十二、

第六十四代、冷泉天皇ハ、村上天皇ノ子ナリ、○橘

繁延等爲平親王ヲ奉シテ、亂ヲ作サンコトヲ謀ル、事發レテ流ニ處ス。○天皇、儲貳タリシトキヨリ、心疾ヲ患フ、位ニ即クニ及ヒテ、増廁シ、是ヲ以テ、政外戚藤原氏ニ歸ス。朝綱ノ振ハザルコト、寔ニ此ニ始マル。○天皇、在位二年ニシテ、位ヲ皇太弟ニ讓ル、寛弘八年十月崩ズ、年六十二。

第六十五代圓融天皇ハ、冷泉天皇ノ同母弟ナリ。在位十五年ニシテ、位ヲ皇太子ニ讓ル、正暦二年二月崩ズ、年三十三。

第六十六代華山天皇ハ、冷泉天皇ノ子ナリ。○天

皇即位ノ初心ヲ政事ニ委シ、紀綱肅然タリ、女御恵子卒スルニ及ビテ、悲哀シテ已マズ、遂ニ藤原道兼ニ誘ハレテ、潛ニ宮ヲ出デ、華山ノ元慶寺に入リ、落髮シテ僧トナル。○天皇、在位僅ニ二年、寛弘五年二月崩ズ、年四十一。

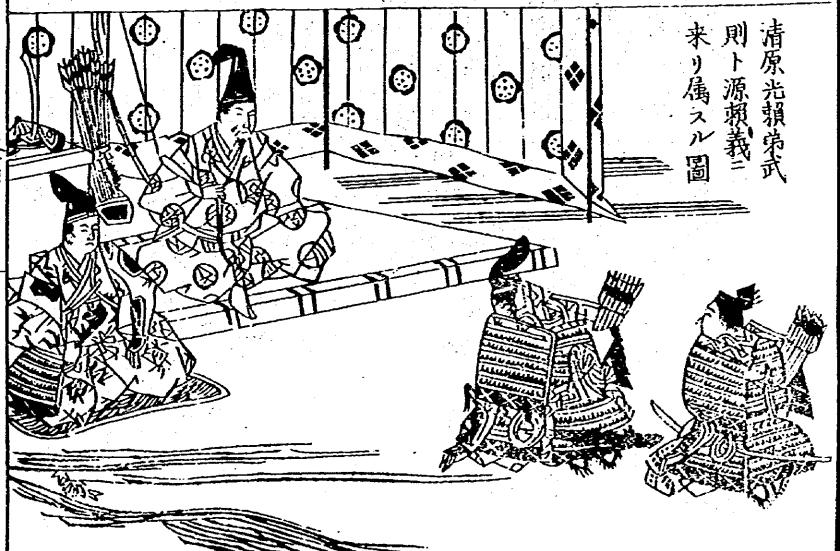
第六十七代一條天皇ハ、圓融天皇ノ子ナリ。○關白藤原道長權ヲ專ニス。天皇、心コレヲ疾ムト雖、遂ニ制スルコト能ハズ。○天皇、在位二十五年ニシテ、位ヲ皇太子ニ讓ル、寛弘八年六月崩ズ、年三十二。

第六十八代、三條天皇ハ、冷泉天皇ノ子ナリ。○藤原道長益、專恣ナリ。○天皇在位五年ニシテ、位ヲ皇太子ニ讓ル。寛仁元年五月崩ズ、年四十二。

第六十九代、後一條天皇ハ、一條天皇ノ子ナリ。○三條天皇、敕シテ子敦明親王ヲ立て、後一條天皇ノ儲貳トス。其ノ統ニ存セシコトヲ、欲スレハナリ。既ニシテ東宮位ヲ辭ス。道長奏シテ、小一條院ト號シ、上皇ニ准シ、皇弟敦良親王後朱雀天皇ヲ立て、
皇太弟トス。道長朝ニ立ツコト、四十餘年、一家ニシテ三后ヲ出ダス。天皇皇太弟、皆其ノ女ノ生ム所ナリ。○天皇在位二十年ニシテ崩ズ、年二十九。

第七十代、後朱雀天皇ハ、
後一條天皇ノ同母弟ナリ。○皇居火ク、神鏡火中ニ在リテ、毀損セズ。○天皇在位九年、位ヲ皇太子ニ讓ル。尋テ崩ズ、年三十。

第七十一代、後冷泉天皇



ハ、後朱雀天皇ノ子ナリ。○陸奥ノ俘囚、安倍賴時
亂ヲ作ス。源賴義ニ命ジテ、コレヲ討タシム。其ノ
子貞任又叛キ、勢益張。ハ、賴義、出羽ノ豪族、清原武
則ヲ招致シ、共ニ入り、討チテコレヲ平グ。コレヲ
前九年ノ役トイス。○天皇在位二十三年ニシテ
崩ズ、年四十四。

日本略史上卷終

石川 河上音